

土岐市立総合病院の跡地利活用にかかるサウンディング調査
実施要領

令和 7 年 8 月

土岐市

1. 調査の目的

土岐市（以下、「当市」という）では、土岐市立総合病院の跡地の有効活用を図るため、跡地の利活用による地域の魅力の向上や需要予測に基づく民間活力の導入可能性を検討しています。

この検討に当たり、民間事業者による本敷地・施設に対する事業性の評価に関するご意見やご提案をお聞きするため、サウンディング調査（以下、「本調査」という）を実施するものです。

2. 対象敷地・施設概要

名称	土岐市立総合病院
所在地	岐阜県土岐市土岐津町土岐口 703 番地の 24
敷地面積	9,308 m ²
延床面積	23,807 m ²

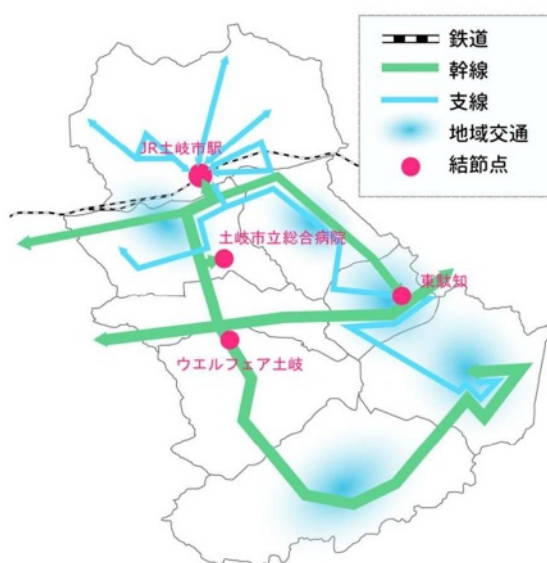
名称	土岐市老人保健施設やすらぎ
所在地	岐阜県土岐市土岐津町土岐口 703 番地の 24
敷地面積	1,522 m ²
延床面積	4,112 m ²

詳細は、別紙「対象地の概要等」を参照ください。

3. 立地及び周辺状況

土岐市立総合病院は、当市の中央部に位置し、JR 土岐市駅から車で約 10 分程度の場所にあります。現在、病院前にはバス停があり JR 土岐市駅からバス移動が可能です。本敷地には中央自動車道「土岐インターチェンジ」と東海環状自動車道「土岐南多治見インターチェンジ」、2 つのインターチェンジからのアクセスが可能であり、所要時間はそれぞれ車で約 15 分と約 5 分です。

近隣には大型商業施設である土岐プレミアム・アウトレット、イオンモール土岐があります。



公共交通ネットワーク図 （出典：土岐市地域公共交通計画）

4. 本調査のスケジュール

内容	時期
実施要領の公表	令和 7 年 8 月 20 日(水)
参加申込みの受付期間	令和 7 年 8 月 20 日(水)～令和 7 年 9 月 5 日(金)15 時
現地説明会の参加申込み	令和 7 年 8 月 20 日(水)～令和 7 年 8 月 27 日(水)15 時
質問の受付期間	令和 7 年 8 月 20 日(水)～令和 7 年 9 月 16 日(火)15 時
現場説明会	令和 7 年 9 月 2 日(火)
質問回答公表（予定）	令和 7 年 9 月 22 日(月)
アンケート回答票の提出期限	令和 7 年 9 月 29 日(月)15 時
個別対話の実施	適宜（令和 7 年 10 月下旬を予定）
結果（概要）の公表（予定）	令和 7 年 11 月下旬

5. 本調査の対象者（参加要件）

本調査に関心があり、実施主体となることが可能な法人又は法人のグループを対象とし、「参加申込書」提出日時点において、次に掲げる全てを満たしている方とします。

- (1) 法人格を有する団体であり、国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 土岐市暴力団排除条例（平成 24 年土岐市条例第 31 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (5) 指名停止等の措置を受けていないこと。

6. 本調査への参加申込み

本調査に参加を希望される法人又は法人のグループは、「参加申込書」を記入の上、件名を「【参加申込】土岐市立総合病院跡地利活用に関するサウンディング調査」として電子メール又は FAX にてお送りください。参加要件を満たしていると確認できた方に対して、担当者よりアンケートを送付します。

7. 質問の受付及び回答

本事業の内容に関する質問がある場合は、令和 7 年 9 月 16 日 15 時までに「質問票」に記入の上、件名を「【質問】土岐市立総合病院跡地利活用に関するサウンディング調査」として電子メール又は FAX にてお送りください。

※質問への回答は、土岐市ホームページに公開します。なお、本調査の趣旨に添わない質問と判断された場合、回答を公開しないことがあります。

8. 現地説明会

「参加申込書」にて希望された法人又は法人のグループに対し、以下の通り現地説明会を実施します。

- ① 日 時：令和 7 年 9 月 2 日（火）
- ② 会 場：土岐市立総合病院
- ③ 所要時間：1.5 時間程度

※参加を希望される方は、令和 7 年 8 月 27 日（水）15 時までにお申し込みください。

※集合日時・場所は担当者より別途ご案内します。なお、参加者が多数の場合は、開催日を複数に設定させていただく可能性があります。

※現地確認の対象は敷地内建物の外周となります。

※現地見学会への参加は必須ではありません。現地見学会に参加しない場合であっても本調査に参加することが可能です。

9. アンケート回答票の提出

「アンケート回答票」に記載の項目について、令和 7 年 9 月 29 日 15 時まで可能な範囲でご回答の上、件名を「【回答票】土岐市立総合病院跡地利活用に関するサウンディング調査」として電子メール又は FAX にてお送りください。

アンケートの主な内容は以下の通りです。

主な内容	
1	本事業への参画意向について
2	想定する事業手法
3	民間活用事業について（想定される事業内容／施設概要など）
4	事業期間・事業開始時期へのご意見
5	事業の実施体制・参画形態
6	事業実施への課題
7	行政への要望
8	その他

10. 調査結果の公表

調査結果の概要を土岐市ホームページに公表する予定です。公表に当たっては、事前に参加者に内容の確認を行い、参加者の名称及び企業ノウハウに係る内容は公表しません。

11. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

- ・本調査への参加実績は、今後の事業者選定における参加条件や評価対象とはなりません。

- ・本調査に参加しなかった事業者でも、事業者公募への参加は可能です。

(2) 費用負担

- ・本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 応募書類や情報の取り扱い

- ・応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。 応募書類の著作権及びその他の知的財産権は、作成した応募者に帰属しますが、病院跡地利活用事業（以下、「本事業」という）の検討や資料作成等において、応募者の了承を得た上で当市が無償で使用できることとします。
- ・本調査で収集した情報は、本事業の検討以外には用いません。なお、情報の公開に当たっては、応募者と事前に確認の上、公表します。
- ・本調査で収集した情報は、今後の検討において参考とさせていただきます。なお、今回お伝えする情報は、あくまで調査時点での想定のものとし、何ら約束をするものではありません。

(4) アンケート後の協力

- ・必要に応じて個別対話（文書照会含む）を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

(5) その他

- ・本調査を通じて知り得た情報を、許可なく第三者に伝えることを禁止します。

12. 問い合わせ・提出先（質問票・アンケート回答票）

問い合わせ先：土岐市役所 総務部 行政経営課
担 当：水野・加藤
住 所：〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101
T E L：0572-54-1111（内線 533）
F A X：0572-54-1127
E メ ー ル：gyoukei@city.toki.lg.jp